

THE ROTARY CLUB OF NAGOYA-CHIKUSA



WEEKLY

なごや
ちくさ

題字 黒野 貞夫

名古屋千種ロータリークラブ
承認 1982年 8月24日
例会日 火曜日 12:30
例会場 愛知厚生年金会館
事務局 ☎763-5110
会長 新美 敢
幹事 堀江宏輝
会報委員長 魚津常義

No. 25

ロータリーに活力を——あなたの活力を

PUT LIFE INTO ROTARY — YOUR LIFE

1988～89年度 R I会長 ロイス・アビー

第317回例会 昭和63年12月20日(火) 晴

◇ “それでこそロータリー”

◇出席報告

会員 57(56)名 出席 40名

出席率 71.43%

前回 12月13日 (修正出席率)98.21%

◇ビジター紹介 3名

◇お誕生日祝福

深見君 (12/16)、黒須夫人 (12/25)

◇ニコボックス

深見 章君 ゲストスピーカーの池田 桂子先生を紹介させていただきます。誕生日祝い。結婚記念日祝い。

武内 清君 年末家族会欠席お詫び。

水野 民也君 日曜日NHKのニュースで、一寸顔を出しました。並びに職業奉仕でお世話になります。

黒須 一夫君 夫人誕生日祝い。

◇堀江幹事報告

1. 本日例会終了後、理事役員会を開催いたしますので、理事役員の方は2F梅の間にお集まり下さい。
2. ロータリーの友12月号がきておりますので、お帰りにお持ち下さい。
3. 次回例会は、年忘れ早朝例会を午前7時より松林寺にて開催致しますので、昼間の例会はございません。お間違いのないようお願い致します。

◇新美会長挨拶

今月も半ばを過ぎました。お忙しい事とお察し申し上げます。当月は固定資産税の支払日でもありますので古い話で恐縮ですがお話しさせていただきます。本年7月4日に名古屋法務局であった事ですが尺貫法からメートル法に変更になった時2坪位の土地を660㎡に書き間違え10年近く固定資産税98万円を取り過ぎ納税者に戻ったのは55万円だったとか。皆さんご存じの通りです。

東京ドームの評価をめぐって建物かどうかを争ったばかりですが地方新聞によると久留米市では市役所の計算ミスから33年間も税金を余分にとられたあげく5年以前の超過納税分は時効として返して貰えなかった。又鹿児島市では昨年コンピューターの入力ミスで納税者12,000名に規定より多い税金を請求した事がわかった。皆さんの払っている税金は大丈夫でしょうか。税務課の言い分は税額が不服なら法で不服申し立てが出来ます。算定基礎を開示する義務はありませんので通知書を受け取ったらよく確認して下さい。新築増築された建物は板1枚の金額まで固定資産評価基準に照らして計算して家全体の価値を積算しますが自治省発行の地方税質疑応答には納税者に見せる必要はない、だからと言って行政秘密でないのを見せて困ることもない、との事です。土地の高騰から来る増税など切実な問題も、どうも役所仕事はしっかりこないですね。コンピューターが事務を次々と肩代りしてゆく時代ですから自分自身が疑問に目配りしなければ、ひょっとしてあなたも二重課税、間違い課税されているかもしれません。この際しっかりと専門家に見て頂いては如何でしょうか。

◇愛知厚生年金会館年末謝礼

情報抄録より

フェロシップ(親睦)について

米国の多くのロータリー・クラブには女性会員がいますが、それでも、クラブ例会で、「フェロー・ロータリアン(ロータリアンの皆さん)」と挨拶することができます。その理由ですか? フェローとは主として男性の仲間を指しますが、英語の定義によると、フェローとフェロシップは、男性にも女性にも使われます。

◇講 演
“夫婦別姓”

(これからの夫婦の在り方は?)

弁護士

池田 桂子 氏 (紹介 深見君)



自分には苦痛でないことも他人にとっては苦痛なことが、世の中には多々あると思われ
ます。夫婦の間でもまた然り。今、結婚して
も従来使ってきた自分の姓を変えたくない
という女姓が少しずつ増えています。そうした
望みを拒んでいるのが、民法 750 条「夫婦は、
婚姻の際定めるところに従い、夫又は妻の氏
を称する」という法律です。一見とても男女
平等と読めるこの条文ですが、夫婦がどちら
かの姓(氏)を名乗らなければならないとい
うことは、どちらかは婚姻によってそれまで
の姓と訣別しなければならないわけです。

「夫は仕事、妻は家庭」という性による分
業が支配的な社会では、社会的にアイデンテ
ィティを確立しなければならないのは多くは
男性でした。しかし、社会労働の約 4 割を支
える女性の進出、それに伴う女性の意識の変
化から、婚姻による姓の変更は、婚姻前の業
績、人間関係、アイデンティティの同一性を
失ってしまうなどの実質的な不利益をもたら
すものとなっています。

ところで、過去の歴史や諸外国の法制を検
討してみると、我々日本人には当たり前にな
っていることが、そうではないと判ります。
「夫婦同姓」は意外や、明治三一年旧民法が
施行されて90年の歴史しかありません。それ
以前は夫婦は別姓で妻は婚姻後も生家の氏を
名乗っていました。新憲法の下に家制度が廃
止された時、夫婦の姓について賛否両論があ
り、折衷的に「夫の氏」から「夫又は妻の氏」
へと法律は変えられるにとどまり、九七・八
%のカップルが夫の姓を選択しているとい
う現実を生み出しているのです。

英、米、豪では結婚と氏との関係を規律す
る法律はありませんし、お隣の中国では夫婦
平等の権利として別姓が原則、同姓・別姓・
複合姓などの選択肢をもっているソ連、東欧、

共通の姓を称するが、自分の姓を使えなかつ
た方には複合姓を認めるドイツなど、日本の
ように夫婦の一方に自分の姓を捨てるよう法
律上強制している国はありません。

戦後、姓については三つの問題があるとい
われてきました。そのうち、昭和51年には離
婚しても婚姻中の姓を名乗り続けることが
できるようになりました。昭和59年、国際婚結
については夫婦が同姓を称するか、別姓を称
するかは自由に選択できるようになりました
(外国人は日本の戸籍には入りませんが、外
国人と婚姻した日本人はその人の戸籍にお
いて届出だけでカタカナ表記で外国人の配偶
者と同じ姓を名乗れます。)。最後に残され
た一番大きな問題、それが夫婦で別姓を名
乗りたい人々の希望をどう実現するのかとい
う夫婦別姓の選択制度導入の問題なのです。

結婚後も互いに自立して、信頼関係を築く
ため、いろいろな夫婦がそれぞれに自分達
らしい生き方が出来たら素敵なおことです
ね。

◇12月度理事役員会議議

1. 表彰式の件
千種警察 1/6、千種消防署 1/19
2. 協議会の件
青少年奉仕 1/25
3. 新入会員候補者承認の件
4. 新入会員候補者の件
5. 1988～89年度上半期報告の件
6. フィリピン台風被害者救済援助の件

◇例会変更のお知らせ

- | | |
|-----------|---|
| 名古屋名北 R C | 1/4 (水)夜間例会の為、1/6
(金)PM 5:30 より |
| 名古屋大須 R C | 1/5 (木)新年例会の為、AM
10:00 より |
| 名古屋瑞穂 R C | 1/5 (木)夜間例会(上期反省
会)の為、PM 6:00 より |
| あま R C | 1/9 (月)夜間例会の為、PM
6:00 より |
| 名古屋名東 R C | 1/10 (火)名古屋和合 R C と合
同新年例会の為、1/11 (水)
PM 12:30 より |
| 名古屋 R C | 1/10 (火)通算 2000 回記念例
会の為、PM 6:00 より |
| 豊山一城北 R C | 1/17 (水)会場都合の為、1/19
(木)AM 7:30 より |

◇次回例会(12月27日)

- 年忘れ早朝例会
松林寺にて AM 7:00 より

◇次々回例会(1月10日)

- 新年例会(立食例会)